

令和5年度現任介護職員等養成支援委託事業実施要綱

1 事業の目的

県内の福祉・介護事業者(以下「事業者」という。)が、現に雇用する介護職員等(以下「現任介護職員等」という。)に、外部研修を受講させる場合や、仕事と出産・育児の両立支援制度(以下「両立支援制度」という。)を利用させた場合に、その代替職員として、労働者派遣法に規定する労働者派遣事業者(以下「派遣会社」という。)を通じて、失業者等を派遣することで、現任介護職員等の資質向上を図るとともに、働きやすい職場環境づくりによる職場定着の推進、代替雇用等を通じたさらなる雇用の創出を目的とする。

2 実施主体

高知県

3 事業の実施期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

4 代替職員の派遣条件等

(1) 研修に係る代替職員の派遣

①派遣の対象

派遣の対象は、次のとおりとする。研修は講義形式・実技形式等は問わず、事業者自らが実施する研修も対象とする。実施形態は、原則、職場を離れて行うもの限り、職場内研修及びOJT指導に係る時間は対象外とする。ただし、研修担当者等が研修時間を設けて職員に受講を指示するもので、1回の受講時間が1時間を超えるオンライン研修については例外的に対象とする。

- ア 事業者が、現任介護職員等の資質向上を図るため、研修に参加させる場合
- イ 外部機関からの依頼等に基づき、介護職員等の資質向上等のための研修における講師として、現任介護職員等の派遣を行う場合
- ウ 現任介護職員等が、外国人介護福祉士候補者の教育担当者として指導を行うことにより、本来の業務に専念できないような場合であって、当該担当者の代替職員を確保する場合

②派遣の対象となる研修の種類

現任介護職員等の資質向上に資する研修であり、勤務扱いで派遣等を行うものに限る。

③代替職員の派遣時間等

ア 職場を離れて行う研修については、現任介護職員等が研修に参加する時間数に2を乗じて得た時間数を上限とする。ただし、高知県福祉・介護事業所認証評価制度の認証事業所または参加宣言事業所については、4を乗じて得た時間数を上限とする。

イ オンライン研修については、従業員20名以下の事業所に限り受講時間及び演習に要した時間数に2を乗じて得た時間数を上限とする。

ウ 1事業者あたりの代替職員の派遣期間については、528時間(3か月)を上限とする。

(2) 両立支援制度の活用に係る代替職員の派遣

①派遣の対象となる両立支援制度の種類

現任介護職員等の仕事と出産・育児の両立を支援するために、次の制度を対象とする。なお、制度活用にあたっての要件や対象者等については、各制度の根拠法令によるものとする。

ア 保健指導又は健康診査を受けるための時間の確保の制度

妊娠中の女性職員が保健指導・健康診査を受けるために必要な時間を確保する。また、妊娠中の女性職員が健康診査等を受け、医師等から指導を受けた場合は、その女性職員が受けた指導を守ることができるようにするために、勤務時間の変更等の措置を講じる。

イ 育児時間の制度

生後満1年に達しない子を育てる女性従業員から申出があった場合、通常の休憩時間以外に1日2回各30分育児時間を与える。

ウ 育児短時間勤務制度

3歳に満たない子を養育する従業員から申出があった場合、勤務時間を短縮する。

エ 所定外労働の制限の制度

3歳に満たない子を養育する従業員から申出があった場合、所定外時間を免除する。

オ 看護休暇制度

小学校就学前の子を養育する従業員から申出があった場合、子の看護休暇を取得させる。

カ 時間外の制限の制度

小学校就学前の子を養育する従業員から申出があった場合、1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働をさせない。

キ 深夜業の制限の制度

小学校就学前の子を養育する従業員から申出があった場合、深夜(午後10時から午前5時まで)に労働させない。

②代替職員の派遣時間等

ア 1事業者あたりの代替職員の派遣時間については、現任介護職員等が当年度中に派遣の対象となる両立支援制度を活用した時間数とする。

イ 所定外労働、時間外及び深夜業の制限を活用した時間数の算定にあたっては、原則、申請年度の過去2年度の実績を元に算出すること。

(3) 派遣の対象となる期間

派遣先事業者と受託者が労働者派遣契約を締結した日から令和6年3月31日まで

(4) 代替職員の派遣の時期

代替職員の派遣の時期は、現任介護職員の研修日や両立支援制度の活用日以外の時期への派遣も可能とする。

(5) 代替職員の雇用就業期間

12か月以内(派遣予定期間:契約締結の日から令和6年3月31日まで)

(6) 代替職員の派遣の対象となる職種

介護職員処遇改善加算の対象となる介護職員、福祉・介護職員処遇改善の対象となる福祉・介護職員及び社会的養護処遇改善加算の対象となる職員

(7) 代替職員の対象者

- ア 代替職員は、有資格の者を原則とするが、派遣会社に登録する有資格者数の不足等により、有資格者の派遣が困難であり、かつ、派遣先の事業者の了解が得られた場合は、無資格の者も対象とすることができるものとする。
- イ 代替職員として派遣を行う職種は、以下のとおりとする。

〈介護事業者〉

介護職員、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

〈障害福祉サービス事業者（障害児通所支援及び障害児入所支援を含む）〉

ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人
職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員
看護職員、理学療法士、作業療法士

〈児童福祉施設〉

看護師、保育士、児童指導員、母子支援員、少年を指導する職員、心理療法担当職員、個別対応職員、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、職業指導員、自立支援担当職員

(8) 派遣先の事業者

県内に所在し、人員配置基準を満たす以下の事業者

- ①介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護事業者
- ②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害福祉サービス事業を行う事業者
- ③児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害児通所支援、障害児入所支援、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設及び児童心理治療施設を営む事業者

5 留意事項

(1) 受託者の遵守事項

- ア 委託事業の実施にあたり、労働関係法令・契約関係法令を遵守すること。
- イ 労働者の雇用にあたって、給与等の就業条件を明示すること。
- ウ 労働者の雇用にあたっては、社会保険、雇用保険等への加入を行うこと。
- エ 代替職員受入に伴う事務等に関して、事業者への助言に努めること。
- オ 個人情報保護に努めること。
- カ 委託業務に係る収支の内容を証する書類、新規雇用の労働者の状況に関する書類及び帳簿を備え付け、人件費、管理費等の経理区分を設け整理すること。
- キ 人件費は労働者の賃金、通勤手当、労働保険料、社会保険料などの事業主負担分を含み、任意の傷害保険料は含まないこと。なお、人件費に係る消費税については、人件費として取り扱って差し支えない。
- ク 県の他の補助金の交付を受けている又は受ける予定の期間については派遣の対象となる期間から除外すること。

(2) 派遣先事業者の遵守事項

受託者は、派遣先事業者に以下の項目を遵守するよう求めること。

- ア あらかじめ研修計画書、両立支援制度活用計画書を派遣会社に提出し、その履行に努めること。
- イ 労働者派遣法に規定する派遣先責任者の選任、派遣先台帳の作成を行うこと。
- ウ 代替職員に対して、職場内福利厚生施設を利用させること。

(3) 代替職員の遵守事項

派遣先での職場秩序を遵守するとともに、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならないこと。

附則

この要綱は令和5年4月1日から施行し、令和6年5月31日限り、その効力を失う。